5　平成四十一年度から平成四十四年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条	収入額	収入額から百億円及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第四条第四項に規定する利子支払費用相当額の十二分の一に相当する金額の合計額（第三十条第一項において「合計償還額」という。）並びに当該年度における同法附則第四条第二項及び第四項の規定による借入金並びに同法第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税に係るものに限る。）の利子の支払に充てるために必要な額に相当する金額（第三十条第一項において「利子支払額」という。）を控除した額
第二十八条第一項	十分の九	二十五分の二十二
第二十九条	十分の一	二十五分の三
第三十条第一項	十分の九	二十五分の二十二
	十分の一	二十五分の三
第三十条第一項の表九月の項	収入額	収入額から当該年度における合計償還額の二分の一に相当する金額（次項において「九月償還額」という。）を控除した額
第三十条第一項の表三月の項	収入額	収入額から当該年度における合計償還額と九月償還額との差額及び利子支払額を控除した額

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、平成三十六年度における森林環境税の賦課徴収に関し必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）	第二章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務

（地方交付税法の一部改正）

第六条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次のように加える。

十七　森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額

第十四条第三項の表市町村の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次のように加える。

二十一　森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2　平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「都等及び固定資産税の特例」を「都等の特例等」に、「第二節　固定資産税の特例（第七百四十条―第七百四十七条）」を「第二節　個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整（第七百三十九条の二―第七百三十九条の六）」に改める。

第十七条の二第二項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改め、「含む」の下に「。次条第一項第一号及び第三号において同じ」を、「の個人の道府県民税」の下に「（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。）に係る地方団体の徴収金」を、「徴収した個人の市町村民税」の下に「（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。）」を、「の個人の市町村民税」の下に「に係る地方団体の徴収金」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（還付金等の充当等の特例）

第十七条の二の二　前条の規定並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三条の二第九項（第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第百四十四条の三十第二項、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第六項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七条第三項、第六百二条第八項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百六条の二第六項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）、第七百六条の二第二項並びに第七百十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）については、適用しない。

一　道府県が第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収した個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る過誤納金（以下この号及び次項において「道府県徴収金関係過誤納金」という。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における当該道府県徴収金関係過誤納金

二　市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金（以下この号及び第三項において「市町村徴収金関係過誤納金」という。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過誤納金